

こどもの定義について

1. 前回会議の振り返り

「子ども」「こども」の定義づけは条例検討委員会において行う。定義づけが決まるまでは、国の令和4年9月15日付事務連絡に順守し、法令等に根拠がある語を用いる場合を除き、「こども」表記で統一する。

2. こどもの定義の現状

他市等のこどもの権利条例では、「子ども」・「こども」と定義するか、「こども」の定義について、自治体ごとに異なっている。（資料5-4（参考）他市事例（こどもの定義・基本理念・目的） 参照）

（1）子ども権利条約と同じにするパターン

表記：「子ども」

定義：「18歳未満の者」、「おおむね18歳未満の者」、「18歳未満の者その他これらの者と同等の権利を認められることが適当な者」

- ・根拠：子ども権利条約で、「子どもとは、18歳未満の者」と定義しているため。
- ・「おおむね」や「その他これらの者と同等の権利を認められることが適当な者」とは、例えば18歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する18歳以上の人、児童養護施設を18歳で退所した後の支援が必要な人などが考えられる。（武蔵野市）
- ・大阪府内→11自治体 大阪府外→8自治体

（2）こども基本法と同じにするパターン

表記：「こども」

定義：「心身の発達の過程にある者」と定義する

- ・根拠：こども基本法で、「こどもとは、心身の発達の過程にある者」と定義しているため。
- ・心身の発達の過程にある者とは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないよう、心と身体の成長の段階にある人という意味である。（こども基本法）
- ・大阪府内→なし 大阪府外→4自治体

（3）子ども権利条約とこども基本法のハイブリット型

表記：「こども」

定義：18歳未満の市民その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者

- ・根拠：表記は「こども基本法」、定義は「子どもの権利条約」
- ・大阪府内→1自治体 大阪府外→4自治体

3. 議題

- ・こども像の共有→条例検討委員会でイメージするこどもとは？
 - 「こども」とは、どのようなこどもなのか？
 - 「声をあげにくいこども」とは、どのようなこどもなのか？
 - 「こどもの範囲」は、富田林在住のこどもなのか、在学のこどもも含むのか？
 - 「子ども、子育てに関わる当事者」とは、どのような人なのか？
- ・こどもの定義→富田林市における「こども」の定義づけをどうするのか？
- ・こどもの表記→「こども」「子ども」どちらの表記にするのか？